

松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター



6月

June

2016年

こんにちは、
社労士の松本です。



時の流れは実に速いですね！桜の季節はあっという間に過ぎ去り、いよいよ梅雨に突入です。

汗で首回りがベタベタになるのだけは耐えられません。

でも最近はネクタイを外している方も多いので、私もノーネクタイで過ごすつもりです。皆様もスーパークールビズでいきましょう！

COOLBIZ

クールビズ

さて、この時期になると、

“年度更新”や“算定基礎”の期限(7月10日)がストレスになっている方は多いかもしれませんね。役所への手続きって何度やっても負担感を感じますよね。

「なにそれ？」という方のためにちょっと解説。

- ・年度更新とは→労働保険料の確定申告のようなもの
- ・算定基礎とは→社会保険料の更新手続きのようなもの

これって本当に面倒くさいですよね。個人的にはぶっちゃけ、こんな制度、なくなったらいいのになあ…とっています。ここだけの話ですけど(笑)。

我が家の二人の息子をみて感じたことがあります。

学校の宿題になかなか手をつけない

息子は、「めんどくせ〜」と

YouTubeばかりを視ています。



私は親として「早く宿題やっちゃえよ」とは言うものの、なんか「年度更新や算定基礎」に対する姿勢と似てるな〜と思ってしまった今日この頃です。大人も子供も面倒なことは、やっぱり後回しですよ。

いよいよ暑くなりますが、張り切って参りましょう！！

あなたのご愛顧に、感謝！



CONTENTS 今月のお題

01 ごあいさつ

02 【社会保険】 ……パートにも適用範囲を拡大！

03 【ストレスチェック】 ……うちの会社は義務なのか？

04 【助成金】 ……最新改定情報とキーワード！

05 編集後記、プロフィールなど

社会保険 D O する？

会社視点のワンポイントレッスン

パートにも適用範囲を拡大！ 編

「年金」「医療」「介護」なにかと複雑な社会保障。少子高齢化は待ったなし。崩壊してしまうのか？企業経営には、これからの時代を生き抜くための知恵が必要です。

社会保険料の会社負担コストが重くありませんか？税金と違って赤字黒字は関係ありませんからね。



待ったなしで、口座からガツンと引き落とされていきます。少なくとも数十万円。企業規模が大きくなれば数百万円、数千万円と自動的に引き落とされていく…。

一方で、社会保険にあえて“加入しない”会社もまだまだ存在します。がしかし、「ウチは入らないでいいや」「ちょっとゴマカしちゃえ」はそろそろ通用しなくなるでしょう。

ご存知かと思いますが今、国を挙げて社会保険への加入の適正化を行っています。現に役所の調査や勧奨が強化されています。



その表れとして、こんな法改正が今年の10月1日からスタート。

パート・アルバイトの社会保険適用範囲を拡大

今まで社会保険に加入しなくてよかったパートさんが社会保険に加入しなくてはならない可能性ができました。会社としては一層のコスト負担が必要になります。

ただし中小企業は当面の間は猶予になります。まずは社員500人を超える規模の会社についてのみ適用です。

「よかった～」とお思いでしょうが、早くても数年後から中小企業にも適用されそうですので、早めに対応策を考えたおいてください。

具体的には、次の「すべて」の要件を満たした場合に社会保険に加入することになります。

1. 1週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
3. 月額賃金が8.8万円以上であること
4. 学生でないこと
5. 常時500人を超える被保険者を使用する企業(特定適用事業所)に勤めていること

今までの3/4要件より加入のハードルが下がり対象者が広がり、1週間で20時間以上働くと社会保険へ加入するようになる…という話です。

この法改正の裏側には、社会保障の財政難や少子高齢化があります。ですから、もう後戻りはないでしょう。国も切羽詰まった状況なんです。

若き社労士の視点



パートさんが多い会社さんや社会保険をちょっと誤魔化している会社さんは要注意です。

こんな相談を受けることがあります。

「なにか裏技はないのか？」

しかしながら、「ない」と答えるしかありません。

コスト高を考えると、どうしても社会保険に加入たくないという気持ちはわかります。でも、もう無理です。

加入しないリスクの方が怖いですよ。

“社会保険料は必要経費”と気持ちを切り替えて、経営のかじ取りを行ってください。

ストレスチェック入門

「全くわからん」から → 「そうだったのか」へ
うちの会社は義務なのか？ 編

平成 27 年 12 月から、よくわからないストレスチェック制度が義務化されました。あなたの経営への影響は？
制度の理解とリスク管理への知恵が必要です。

ストレスチェックが法律で義務化されました。といっても、多くの社長はこうおっしゃいます。

「なにそれ？ ストレスチェックって何？」



あなたもストレスチェック(以下『SC』)についてご存じないかもしれません。少し前、マイナンバー制度は国を挙げて話題になりましたが、一方の『SC』はいまいち盛り上がりには欠けていますね。でも実は、重要な法改正なのです。

『SC』が義務化された背景がこれです。

- 1、働き盛りの世代に自殺が多い
- 2、うつなどの精神障害が増えている
- 3、メンタルヘルス対策が必要

以上3つの観点から法改正に至り、義務化されました(2015年12月より)。

私自身、社労士として中小企業のサポートを行う中で、実感します。大変な時代だなあ〜と。

精神が病んでしまった従業員とのトラブル。メンタル不全で休職するケース。自殺の話も少し耳にします。

世界の先進国と比べても日本のこの状況は異常で、国連でも人権問題として厳しく取り上げられるほどになっています。国としては必要に迫られてこの制度を創り上げました。

厚生労働省は当面ここに軸足を置くと思います。当然、実施しない会社への調査や指導が・・・。

ただ、多くの企業でこの『SC』が義務化されたことを認識されていない現状です。

そこで今回は、私が何度となく質問されてきた重要ポイントを解説します。

Q. うちの会社はストレスチェック『SC』をやらなくてはならないのですか？

『SC』の実施義務は、**50人以上**の事業場です。
50人未満は法律上、**努力義務**までです。

Q. 50人以上の事業場の数え方は？

数える単位は法人単位でなく、支店や工場などといった事業場(場所)単位でみたときに、何人が働いているかによって判断することになります。

まとめるとつまり、こんな判断です。

	事業場	従業員数	判定
○△□(株)	水戸本社	80人	○(義務)
	勝田営業所	52人	○(義務)
	友部工場	45人	△(努力義務)

あなたの会社では、『SC』は義務ですか？努力義務ですか？あなたの会社が、努力義務であったとしても、リスク回避の観点では、あえて実施する選択肢もありますよ。

例えば 49 人の事業場では義務ではないので、労基署からは正勧告を受けることはないでしょう。

しかし万一、成り行きで、安全配慮義務違反で会社が訴えられるような事態になった場合では、「努力義務を果たしていない」ということで、完璧に不利になってしまいます。あり得る話です。



助成金ゲット情報局

失敗しないための「初めの一步」

新着改定情報とキーワード！ 編

とにかく複雑な助成金ですが、誤解を恐れずにやさしい言葉で解説に挑みます。「これ、おいしいよ」と現金給付の魅力が実感できるはず！

今年度の助成金について、旬なお話です。

平成 28 年度は引き続き“**正社員化**”や“**教育研修**”の助成金がトレンドです。具体的に言いますと「キャリアアップ助成金」「キャリア形成推進助成金」。

さらに充実した内容になりました。



助成金をご存知のとおり社会情勢にあわせて改正されます。時の政権の意向も色濃く反映されます。

安倍政権で掲げている政策を思い出してみてください。やっぱり今年度の助成金にも色濃く反映されています。

今年度の助成金のトレンドは、先に申し上げた“正社員化”“教育研修”。ちょっとややこしいので、しっかり労働局の窓口で相談することは必須です。書類を大量に準備しなくてはなりません。不正受給が多いことから、審査が厳格化。そうは言っても利用率は高く、金額的にも充実しています。

「だったら、うちも導入したい」とお思いなら、ぜひリサーチしてみてください。

そして、ニューラインナップされた分野をご紹介します。「うちもこれから取り組むつもりだったよ！」…ということなら注目です。

“**介護離職の防止**”…介護支援取組助成金など
“**女性の活躍**”…両立支援等助成金など

ただ経営者にとって助成金は難解ですよ。

似たような助成金があり選択に迷ったり、要件が度々変更されたり、堅苦しい文章で理解ができなかったり…。とにかく、よくわからないのが助成金です。

助成金のリサーチにはコツがあります。

「もらえそうな助成金はないかなあ？」と思ったら、今のトレンドを押さえて、キーワードを足掛かりに助成金を探してみてください。

今のキーワードをまとめましょう。

正社員化	EX) キャリアアップ助成金など
教育研修	EX) キャリア形成推進助成金など
介護離職の防止	EX) 介護支援取組助成金など
女性の活躍	EX) 両立支援等助成金など

そして、労働局・ハローワークの窓口や社労士にこんな風に相談してみてください。

『**キーワード*****』についての助成金を教えてください』

こんな流れなら、話が早いですよ。

相談を受ける側の立場で言うと、漠然と相談されるのが一番厄介なのです。だって、たくさんの助成金が存在するし、分野もメチャクチャ幅広いんですね。

漠然と相談されると、まず何からご紹介したらいいのか全く見当がつかないんです。



ですから、このキーワードで相談することは、お互いにメリットがあります。スムーズに話が運ぶし時間短縮になります。相談して嫌な顔をされることもなくなるでしょう。

ぜひキーワードで押さえてください。

編集後記



あなたのマイブームは何ですか？
わたしのマイブームは、
我が家の愛犬「テン」(柴犬メス3歳)の観察です。

そして、
このテンのマイブームは「狩猟」です。



普段はちょっと臆病なテンですが、
獲物を発見すると狩猟モードのスイッチが入ります。
5月下旬の今は、トカゲがメインターゲットです。4本の足
で同時にジャンプし獲物に頭から突っ込んでいきます。

驚くほど真剣な形相なので、私もタジタジ。「やめろ」なんていけません。一心不乱とはこのことです。

夢中になっている姿って、なんか応援したくなるんですよ！
真剣な表情が無性にかわいくて…。

でも、トカゲを捕獲して満面の笑みで、ガムのようにムニャムニャ甘噛みしている様子は、気持ちが悪くて直視できません。「キモイ〜！」



松本みつはる



～プロフィール～ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士／ファイナンシャルプランナー


1971年(昭和46年)6月生まれ、45歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。

専修大学経済学部卒。外資系AIU損害保険会社を経て独立。

無口で人見知りダメダメ営業マンが年間優秀社員表彰を受賞し、働きながら苦節3年の猛勉強で、全国最下位ストレスで社労士国家資格に合格した「大逆転・男」。

好きな言葉:「わが生涯に一片の悔い無し」(北斗の拳ラオウ)※私はトキのファンですが

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号

全国1000の社労士事務所のネットワーク正会員 

中小企業福祉事業団会員

一般社団法人 マイナンバー推進協議会会員

一般社団法人 ウェルフルジャパン会員

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

多くの挫折や試練ばかりの法人営業苦節17年間。同時に、多くのお客様である経営者にお世話になり伴走してきました。有難いことに、経営者から多くを学ぶことができた。そんな経験から「もっと役に立ちたい」という思いを強烈に抱く。100%経営者の味方。「会社が損をしないための知恵」を届けるために茨城で奔走中。まじめで人間味ある対応をあなたがお望みなら私は適任。理想論ではなく現実問題の話をしましょう！真剣に事業経営に挑み、自ら動く方からのご相談を心よりお待ちしております。

【自由欄】感想・激励・意見・要望・お叱り・・・何でもけっこうです。FAX: 029-212-5112 へ

※今後の送付が不要な方は、お手数ですが以下に社名のみ記載しFAXでご一報ください。

→FAX: 029-212-5112

ニュースレター配信停止 貴社名

様
- 5 -

松本みつはる社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24時間受付)

メール : info@matsu-sharo.com (24時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com>